

令和4年度 根室市陸上養殖研究促進支援事業補助金 募集要項

1. 補助金の目的

- ・近年の主要な水産資源が減少傾向にある中、漁獲の動向に左右されない水産物の安定確保に向けては、自らが水産物を養殖生産することも一つの方法であり、海洋環境に影響を受けない陸上養殖に取り組もうとする意欲ある市内の水産加工業者のほか、漁業に従事する漁業経営者などを対象として、養殖生産の技術的可能性や生産効率の検証に向けた「試験的な取り組み」のための設備の整備を側面的に支援することにより、陸上養殖研究にチャレンジし易い環境整備を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

- ・下記の要件のすべてを満たす、水産加工業者及び漁業経営者等とします。
 - ①市内に本社又は事業所を有し、専ら水産食料品製造業を営み、この補助金の交付申請日時点において、過去5年以上継続して水産食料品の製造等の実績がある事業者で、直近の決算期において債務超過の状態にない者のほか、漁業を営んでいる漁業経営者等とする。
 - ②根室市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
 - ③市税を滞納していない者であること。

3. 補助対象事業・補助金額等

- ・補助の対象となる事業は、陸上養殖業の起業に向けた実証試験・研究をおこなうための陸上養殖用水槽等を整備し、養殖しようとする水産物を長期間育成管理して生産性の向上を図るものとする。なお、原則として養殖設備整備年を含め3カ年は試験を継続し、費用対効果や生産効率等を検証しなければならない。補助対象経費は、陸上養殖試験に用いる水槽、濾過槽等の備品購入費のほか、養殖生産に直接要する種苗代、餌代等の経費も対象とします。

○水産物の出荷調整などの目的で短期間一定の場所に保存する蓄養のための設備整備は事業の対象としない。また、海水等の取水設備整備費、水槽設置に伴う改修及び敷設工事費、消費税及び地方消費税、用地の賃借及び取得の経費、人件費、電気代等の運転経費は対象外経費となります。ただし、事業実施後の養殖技術等の情報収集に関わる旅費等の間接経費については、対象経費として認める場合があります。

4. 募集期間

- ・令和4年4月18日（月）から根室市水産研究所（根室市温根元168番地）で申請を受付し、申請額が予算額に達した時点で募集を終了します。
- ・予算残額は変動しておりますので、応募を検討される場合は、根室市水産研究所（0153-28-4071）までお問い合わせ、ご相談ください。

5. 申請書類

- ・下記の書類を提出して下さい。
 - ①交付申請書（別記第1号様式）
 - ②事業実施計画書（別記第2号様式）
 - ③事業収支予算書（別記第3号様式）
 - ④誓約書兼同意書（別記第4号様式）
 - ⑤納税証明書
 - ⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人のみ必要）
 - ⑦住民票の写し（個人事業者のみ必要）
 - ⑧水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類の写し
 - ⑨漁業を営んでいることを証明する書類の写し
 - ⑩直近の決算期において、債務超過の状態にないことを証明する書類の写し
 - ⑪実施しようとしている事業の概要が確認できる資料及び見積書の写し

○事業計画書には、生産しようとしている魚種の名称や養殖試験方法の他、実施しようとする事業効果が明確にわかるよう記載するようになしてください。

○納税証明書は、根室市役所税務課（窓口13番）に交付申請してください。

○水産食料品製造業を営んでいることを証明する書類として、食品衛生法等に基づく営業許可証の写し、債務超過の状態にないことを証明する書類として、直近1年間の決算書類（貸借対照表等）を提出してください。

○実施しようとしている事業の概要が確認できる資料として、導入しようとしている水産用機器名が記載されたカタログや仕様書等を提出してください。

6. 補助金の交付・支払

- 補助金の交付決定について
 - ・市は、提出された申請書類の内容を審査し、適正と認めた場合に、補助金の交付決定を行い、申請者に通知します。

○補助金の交付を決定する際には、以下の①～②の条件を付するものとします。補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件その他法令等に違反した場合、不正な行為をした場合等については、交付決定の取り消しや補助金の返還を求められますので、十分に注意してください。

- ①取得財産等の管理については、補助金の交付の目的に即し、事業実施後においても善良な管理者の注意をもって管理すると共に、その効率的な運営を図ること。
- ②取得財産等の現況及び補助事業の成果に関して、市長が求める報告及び調査、市長が行う発表及び広報が適正に行われるよう努めること。

●事業の実施期間について

- ・補助対象事業は、令和4年4月1日以降に実施し、令和5年2月28日までの期間内に、関係機器の発注、契約、納品及びその経費の支払、市への完了報告、補助金の交付請求等を完了してください。

●補助事業の変更・中止等について

- ・補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに下記の書類を提出して下さい。
 - ①変更承認申請書（別記第9号様式）
 - ②中止承認申請書（別記第11号様式）

○補助対象経費の減額又は増額が10パーセントを超えない場合で、補助金の増額とならない軽微な変更の場合は、変更申請書の提出は必要ありません。

●事業の着手・機器の導入・実績報告について

- ・事業の着手は、原則として市からの交付決定に基づいて行うものとします。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合については、事前着手が認められる場合があります。
- ・機器の導入が完成した場合は、速やかに下記の書類を提出し、機器の導入状況について、市の職員による検査を受けてください。
 - ①実施事業完成届（別記第15号様式）
 - ②交付対象となった補助対象事業に係る経費の領収書又は支払を証明できる書類の写し
 - ③事業の実施状況を確認できる記録写真等の資料
- ・補助事業が完了したときは、速やかに下記の書類を提出してください。
 - ①事業実績報告書（別記第19号様式）
 - ②事業収支決算書（別記第20号様式）

●補助金の交付額の確定と交付請求について

- ・市は、事業の実績報告の内容を審査し、適正と認めた場合、補助金の交付額を確定し、申請者に通知しますので、下記の書類を提出し、補助金の請求を行って下さい。
 - ①交付請求書（別記第22号様式）。

○市からの補助金の支払いは、補助金の交付額の確定後、交付金請求書の提出を受け、手続きを行います。市長が特に必要と認める場合は、概算払を行う場合があります。

7. 財産処分の制限

- ・補助事業により取得した機器については、処分制限期間内において、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはなりませんので、あらかじめご了承ください。

○処分制限期間とは、補助対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）第1条第2号に規定する耐用年数（食料品製造用機器の場合は10年）をいいます。

8. 取得財産等の現況及び補助事業の成果に関する調査・広報等の実施

- ・補助事業の成果について検証するため、事業完了後においても、取得財産等の現況及び補助事業の成果に関する報告及び調査、発表及び広報を実施しますので、あらかじめご同意いただくと共に、これらが適正に行われるようご協力をお願いいたします。

申請・お問合せ先

根室市水産研究所

〒087-0166 根室市温根元 168 番地 TEL：0153-28-4071